

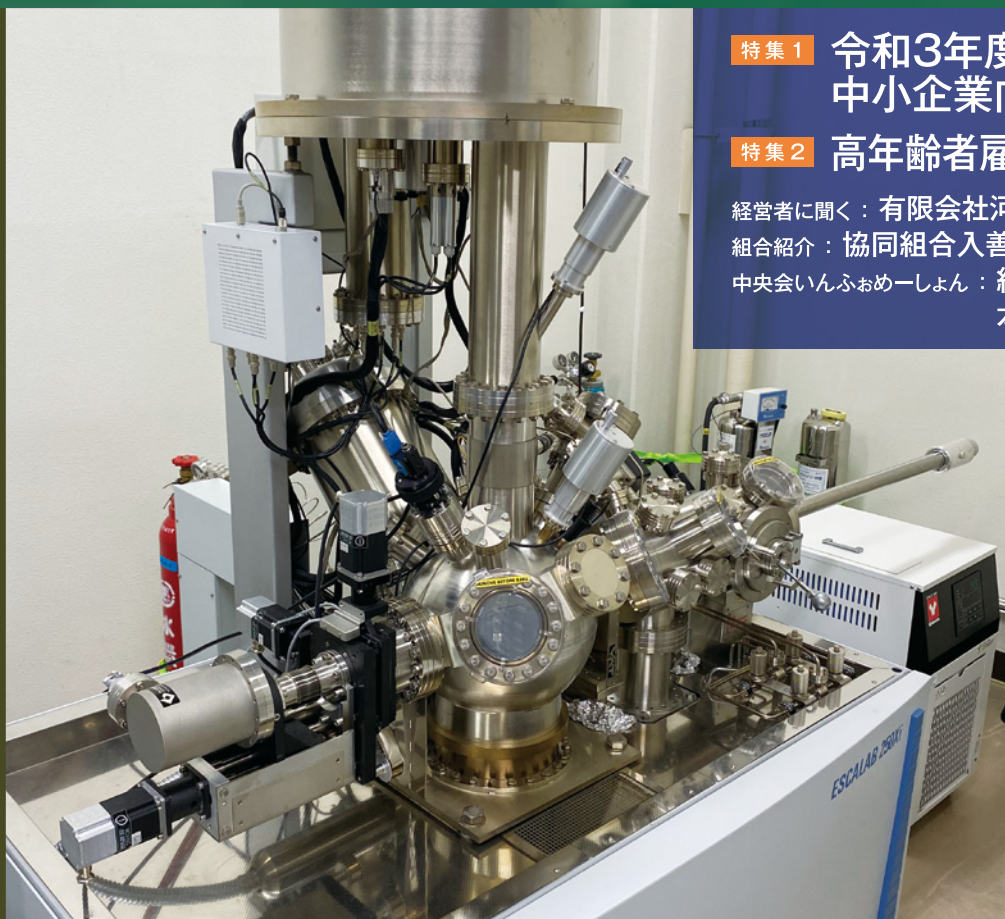
きときと情報 2021 158号

富山県中小企業団体中央会

特集1 令和3年度富山県の 中小企業向け主要施策及び融資制度

特集2 高齢者雇用安定法の一部改正について

経営者に聞く：有限会社河合デンキ 代表取締役 河合 幸弘氏
組合紹介：協同組合入善町キラキラカード会さんよりこんにちは
中央会いんぷおめーしょん：組合会計税務研修会を開催
本会人事異動のご案内 ほか



表紙のことは 産学官連携拠点施設

富山大学・富山県立大学

富山大学研究推進機構では、企業と大学を結ぶ懸け橋として「学術研究・産学連携本部」にコーディネーターを配置し、企業や地域との共同研究や学術指導などを行っています。また、設備サポート・マネジメントオフィスでは、高性能大型計測分析機器などの研究設備を企業などにも開放し、共同研究の促進と効率的な運用を図っています。

富山県立大学では、学内のシーズ発掘や産業界のニーズの把握とともに、産学官の共同研究を促進し、民間への技術移転や産学官の交流を推進しています。技術相談の窓口である「地域連携センター」ではオープンラボを設置し、先端的な研究や、大学と連携して研究を行う企業・研究機関に貸出を行っています。

上段左：X線光電子分光分析装置（富山大）
上段右：電子プローブマイクロアナライザ（富山大）
上段右下：学術研究・産学連携本部（富山大）
下段左：オープンラボの様子（富山県立大）
下段右上：企業との打ち合わせの様子（富山県立大）
下段右下：地域連携センター外観（富山県立大）

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町 3-21 損保ジャパン富山ビル 5F TEL: 076-441-3194

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

きときと情報 158号

C O N T E N T S

特 集 1	2
令和3年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
特 集 2	22
高齢者雇用安定法の一部改正について	
経営者に聞く	26
有限会社河合デンキ 代表取締役 河合 幸弘 氏	
組合紹介	28
協同組合入善町キラキラカード会さんより こんにちは	
組合だより	29
富山県経営ネットワーク協同組合	
組合運営Q & A	29
員外利用について定款に規定すべきか	
事務局ペンリレー	30
井波彫刻協同組合 事務局長 崎田 宗孝 氏	
ほっと一息	30
越中和紙の魅力 情報提供：富山県和紙協同組合	
中央会いんぷおめーしょん	31
組合会計税務研修会を開催 本会人事異動のご案内	
元気印！青年部・女性部	32
令和2年度組合青年部研修会を開催しました	
トピックス	
とやま 暮らしの防災 地震 (油断禁物、県内に多くの活断層 自分の身を守る普段からの備え)	

特集1

令和3年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

1 創業を考えている方への支援

ワクワクチャレンジ創業支援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等で、出資を受けることを予定していない方

2. 内容

新規創業される方の事業の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

4. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 新事業・販路開拓支援課

TEL 076-444-5602

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 2,000千円

この支援金を受けた方は、移転費用の助成も受けることができます（移住支援金：最大1,000千円）

4. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構経営支援課

TEL 076-444-5605

インキュベーション施設の提供

1. 対象者

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供（入居企業には、インキュベーションマネージャーが定期的に訪問し、経営課題の把握や指導・助言を実施）

3. お問い合わせ

富山県産業創造センター

TEL 0766-26-5151

富山県総合情報センター

TEL 076-432-1116

富山県産業高度化センター

TEL 0766-62-0500

とやまUターン起業支援事業 （起業支援金）

1. 対象者

県外から富山県内に移住し、移住後1年以内に富山県内で起業（事業承継等を契機とした創業も含む）を行う方

2. 内容

地域課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

2 新事業展開を考えている方への支援

地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成（生産性向上につながるものであること）

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 5,000千円

4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援
センター 新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

農商工連携推進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 2/3以内
- (2) 補助限度額 2,000千円

4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援
センター 新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

観光ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

北陸新幹線敦賀延伸や航空路線等の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 1,000千円

4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援
センター 新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5602

販路開拓挑戦応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

国内外の見本市等への出展等販路開拓、市場調査、海外マーケティングを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

販路開拓、市場調査、海外マーケティング等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/3以内
- (2) 補助限度額
 - ①県外250千円（首都圏350千円）
 - ②国外500千円（県外分との組み合わせ可）

4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援
センター 新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等

- ・ 2社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・ 商工団体の経営指導等を受けた事業計画によるもの

2. 内容

- (1) 販路開拓、市場調査、海外マーケティング等に要する経費の一部を助成
- (2) 新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 助成率 1/2以内
- (2) 補助限度額
 - ① 県外250千円（首都圏350千円）
 - ② 国外500千円（県外分との組み合わせ可）

4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援
センター 新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5602

トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で優先的に調達、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県知事政策局創業・ベンチャー課金融係
TEL 076-444-3248

3 職業能力開発に関する支援

現場の技術・技能伝承支援事業

1. 内容

現場の技術・技能の可視化や、人材育成方法等の習得を図る研修事業を実施

2. お問い合わせ

富山県商工労働部労働政策課
TEL 076-444-3256

能力開発セミナー（通年）

県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施。仕事に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得など幅広い分野の講習を実施

1. 高度技能人材育成講習

熟練技能者等の活用により、中小企業在職者のものづくり技能の向上を図る研修を実施

2. グローバル人材育成講座（通年）

ものづくり企業の海外展開を担う人材の育成ニーズに対応した多様な短期研修講座を実施

3. お問い合わせ

富山県技術専門学院 TEL 076-451-8802

4 技術開発を考えている方への支援

技術開発への支援

1. 対象者

技術力向上と新商品開発に取り組む県内企業

2. 内容

- (1) 技術支援：技術相談、技術指導、依頼試験、設備利用
- (2) 研究開発：共同研究
- (3) 技術者育成：研修生受け入れ、研究会の開催
- (4) 技術情報の提供：技術情報誌の発行、テクノシンポジウムの開催、施設見学

3. お問い合わせ

富山県産業技術研究開発センター（旧富山県工業技術センター） TEL 0766-21-2121

ものづくり研究開発支援事業 （とやま中小企業チャレンジファンド）

1. 対象者

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 2,000千円

4. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構イノベーション推進センター 連携促進課

TEL 076-444-5607

戦略的基盤技術高度化支援事業 （サポイン事業）

1. 対象者

特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づ

く研究開発等に取り組む中小企業者等

2. 内容

特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づく研究開発等に記載された内容に関する研究開発等

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 2/3以内
（大学公設試等は定額）
- (2) 補助限度額 単年度45,000千円
（2年度の合計で75,000千円、3年度の合計で97,500千円以下）

4. お問い合わせ

中部経済産業局 産業技術課

TEL 052-951-2774

産学官オープンイノベーション 推進事業

1. 対象者

企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成される研究グループ

2. 内容

成長産業分野（バイオ、医薬工連携、航空機、次世代自動車、ロボット、ものづくり、深層水、環境・エネルギー、ナノテク）の産学官連携による技術開発や新製品開発を促進するため、産学官の研究グループから研究開発課題の提案を募集し、優れた提案の実施を委託

(1) 新商品・新事業創出枠

大学や公設試験研究機関と連携し、新商品・新事業を創出する応用研究開発（ラボスケール）を支援

(2) 新ものづくり戦略推進枠

先端技術の実用化に向けた製品開発や事業化、CNF・高機能素材等の研究開発を支援

3. 補助限度額・支援期間

- (1) 補助限度額 2,000千円

- 支援期間 1年間（最長）
- (2) 補助限度額 5,000千円
- 支援期間 2年間（最長）

4. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構 イノベーション
推進センター 連携促進課
TEL 076-444-5606

5 知的財産権等に関する支援

知的財産権等に関する支援

1. 対象者

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

- (1) 相談等
- (2) 情報提供
- (3) 特許検索指導：特許情報プラットフォームの活用など、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言
- (4) 特許流通支援（特許流通コーディネータ）

企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・導入を支援。県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導を実施

- (5) 講演会・講習会の開催

3. お問い合わせ

各商工会議所・各商工会
（一社）富山県発明協会（知財総合支援窓口）
（(1)～(3)、(5)） TEL 0766-27-1150
富山県知的所有権センター（(1)、(2)、(4)）
TEL 0766-29-1252

6 IT、IoTを活用したい方への支援

IoT・AI等導入・活用に向けた総合的な支援

1. 内容

- ① 理解促進（経営者向けセミナーやIoT導入企業への視察等）
- ② 現場リーダー育成（体系的な講座等の開催）
- ③ 相談窓口の設置、出前講座の実施、指導者の育成・現場派遣
- ④ IoT推進コンソーシアムの活性化（情報発信、ニュースレター配信）
- ⑤ IoT・AI活用ステップアップ補助金
企業の活用段階に応じた補助金
補助率1/2

上限（3段階）

スモールスタート支援（ホップ）

補助金500千円

本格展開支援（ステップ）

補助金1,000千円

フル活用支援（ジャンプ）

補助金2,000千円

2. お問い合わせ

富山県商工労働部商工企画課
（富山県IoT推進コンソーシアム事務局）
TEL 076-444-3242

7 事業承継を考えている方への支援

相 談 等

1. 対象者

事業承継の様々な問題でお悩みの中小企業者

2. 内容

- (1) 後継者人材バンクによる起業家引き合わせ、M&Aに係る相談、M&A仲介業者への橋渡し等

- (2) 円滑な事業承継の進め方、事業承継計画の作り方、親族外承継の注意点等事業承継に関する情報提供や助言を実施

3. お問い合わせ

- (1) 富山県事業承継・引継ぎ支援センター
((公財)富山県新世紀産業機構内)
TEL 076-444-5605
- (2) (独)中小機構北陸本部連携推進課
TEL 076-223-5546

令和3年度 富山県商工労働部地域産業支援課組織改編について

令和3年度組織改編により、経営支援課と商業まちづくり課を「地域産業支援課」に改組し、地域産業係を「地域産業活性化班」に改組しました。

	主な担当事業	
企画振興係 TEL 076-444-3251	・ 事業協同組合の許認可 ・ 中小企業団体中央会 ・ 商工会議所、商工会等	・ 小規模事業者支援推進 ・ 中小企業振興条例
商業活性化係 TEL 076-444-3253	・ 中心市街地商業活性化 ・ 大規模小売店舗立地法 ・ 農商工連携、地域資源	・ 商店街の商業活性化 ・ 商店街振興組合
金 融 係 TEL 076-444-3248	・ 制度融資の企画、執行 ・ 経営承継円滑化法	・ 信用保証制度 ・ 制度融資
地域産業活性化班 TEL 076-444-3249	・ 伝統的工芸品産業振興 ・ IoT、AI導入促進 ・ 中小企業経営モデル企業 ・ 経営革新（計画認定）	・ リバイバル補助金 ・ 高度化資金の貸付 ・ 中小企業チャレンジファンド ・ 下請企業の振興

県の融資制度

(新) 令和3年度の新しいメニュー
(拡) 拡充したメニュー

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策メニュー

資金名	融資対象	資金使途
(新) D X 推進資金	新たに製品・サービスや付加価値の創出に取り組むため、デジタル技術を活用した設備を導入し、1%以上の生産性または業務効率の向上を図る中小企業者	設備資金
(新) ビヨンドコロナ応援資金	「伴走支援型特別保証」(※2)を利用する中小企業者 【要件】 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること (売上減少率は▲15%以上) ・経営改善に向け、経営行動計画書(アクションプラン)を策定すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	設備資金 運転資金 借換資金 (※3)
(新) 経営改善サポート資金	「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」(※2)を利用する中小企業者 【要件】 中小企業再生支援協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画に基づいて経営を再建すること	設備資金 運転資金 借換資金 (※3)
経営安定資金 経済変動対策緊急融資 新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、売上高等が最近1ヶ月の実績(※1)とその後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで、対前年同期比で5%以上減少(※2)しているもの ※1 「最近1ヶ月の実績」のほか、「最近6ヶ月の実績」等による比較も可能 ※2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期が比較対象	運転資金
緊急経営改善資金 【新型コロナウイルス感染症対策特別措置】	上記の経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」と同様(借換は3回まで可能)	(1) 一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付既往債務(※3)の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換

設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金使途
設備投資促進資金	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者(駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません)	設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可
生産性革命推進枠 取扱期間 令和5年3月31日まで	(1) 老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者 (2) 販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※次の場合は融資利率を優遇: ①小規模企業者の場合、②経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者の場合	設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可
新成長産業育成支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野(航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野、ヘルスケア)に係る装置・部品等の製造業 (5) 5Gに関連する研究開発・製造業	設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可
(拡) 防災・減災対策促進資金	感染症を含む自然災害等の発生に備え、その影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (1) BCP(事業継続計画)を策定したもの (2) 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの	設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-444-3171)にお問い合わせください。
 ※3 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。
 ※4 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- ・建物（土地）の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
3,000	10年以内 (3年以内)	年0.90%以内 〔当初3年間は県の利子 補給により実質無利子〕	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
4,000	10年以内 (5年以内)	年1.25%以内	ゼロ 〔 事業者負担 年0.20%を 県補助により ゼロに 〕	市町村の認定書を添えて 取扱金融機関
1 億円	15年以内 (5年以内)	年1.45%以内	保証必須	取扱金融機関
1億6,000万円 〔※地域産業対策枠との合計 ※「新型コロナウイルス感 染症対応資金」 (限度額6,000万円)の残高を含む〕	7年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット 保証、危機関連保 証を利用する場合 年0.50%	・一般保証利用時 商工会議所または商工会 の認定書を添えて取扱金 融機関 ・セーフティネット保証、 危機関連保証利用時 市町村の認定書を添えて 取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 〔 借換と同額までの新規運 転資金を含む ※運転資金のみの利用は 不可 〕	10年以内 (1年以内)	年1.25%以内		

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※4) 1 億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※4) 15年以内(1年以内)	年1.65%以内 (令和4年3月31日まで)	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内 ①または②に 該当する場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
1 億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
1 億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 15年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

創業・事業承継時の資金繰りを支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
創 業・事業承継支援資金	創 業 者 枠	(1) 事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠	(1) 後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています） ※次の場合は保証料率を優遇：★事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む場合	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠 〔事業承継特別保証利用時〕	経営者保証コーディネーターの確認を受けて、「事業承継特別保証制度」（事業承継時に経営者保証を不要とする保証制度）（※3）を利用する中小企業者	設備資金 運転資金 借換資金 （※4）

新事業の展開を支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
新 事 業 展 開 支 援 資 金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経 営 革 新 枠	経営革新計画の承認を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新 事 業 展 開 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

脱炭素社会をめざして

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
脱 炭 素 社 会 推 進 資 金	再 生 可 能 エ ネ ル ギ 利 用 促 進 枠	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可
	環境施設整備枠	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳トイレの整備 (6) 温室効果の排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金
	立 山 環 境 配 慮 バ ス 購 入 枠	立山有料道路等（桂台～室堂）で運行する路線バス又は貸切バスを自動車Nox・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。
 ※3 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-444-3171)にお問い合わせください。
 ※4 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
3,500	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.40% 保証必須 (令和4年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※2) 15年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% ★に該当する場合 年0.15%～年0.85% (令和4年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
8,000 (うち運転資金8,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	10年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.10%～年0.58% 保証必須 (令和4年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の認定 書を添えて、取扱金融機関を経 由のうえ県地域産業支援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.68%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.15%以内 太陽光発電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
個別 3,000 団体 5,000	個別 7年以内 (1年以内) 団体 10年以内 (1年以内)	年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県環境政策課
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県自然保護課

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県環境政策課 076-444-3141
 ※県自然保護課 076-444-3396

地域の活力向上を支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
地方創生 推進資金	県内進出・本社機能等強化支援枠	(1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 〔法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など〕 ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合 (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者	設備資金 運転資金
	ブランド力向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま中小企業チャレンジファンドの補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4) 富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援枠	(1) 海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています (2) 海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限りします	設備資金 運転資金
	企業立地促進枠	次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	薬業振興枠	(家庭薬振興資金) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	運転資金
		(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 〔販売業者が購入する懸場帳〕

商業・商店街等の活性化

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
商業・サービス業 活性化資金		(1) 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 設備資金 運転資金 (2)、(3) 設備資金
	観光旅館施設整備枠	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
		(特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 (中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 〔設備投資に伴う運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※2) 15年以内 (1年以内)	(1) 年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2) 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内 TPP域内を 対象とする場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
2億円 知事特認 5億円	10年以内 (2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県立地通商課
500	5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県くすり政策課
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県くすり政策課

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県立地通商課 076-444-3244
 ※県くすり政策課 076-444-3236

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
設備資金 (1) 5,000 (2) 3,000 (3) 1億円 運転資金 (1) 1,000	設備資金 (1)、(3) 10年以内 (1年以内) (2) 7年以内 (1年以内) 運転資金 (1) 5年以内 (1年以内)	(1) 年1.30%以内 (2)、(3) 年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県観光振興室
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内		

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県観光振興室 076-444-3500

事業の活性化

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

経営の安定・倒産の防止

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
小規模企業等経営支援短期資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金
	零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠 経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 令和4年3月31日まで 新型コロナウイルス感染症対策枠についてはP.8をご覧ください。 次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 令和4年3月31日まで 最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 令和4年3月31日まで 次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経営赤字の者 (2) ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再建手続きを行う者 (4) 中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠 国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 令和4年3月31日まで 【新型コロナウイルス感染症対策特別措置】についてはP.8をご覧ください。		(1) 一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付既往債務(※2)の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 借換えの対象については、事前に富山県信用保証協会（076-444-3171）にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
3,000	5 年以内 (1 年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率 (固定金利) (令和3年4月1日現在)	保証料率 (※1) (令和3年4月1日現在)	
600	1 年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) [保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者 にあっては、無担保無保 証]	設備資金 7 年以内 (6 ヶ月以内) 運転資金 5 年以内 (6 ヶ月以内) [ただし、最近決算において2期連続 して経常赤字を計上し、かつ、県内 の商工会議所、商工会または中小企 業支援センターにおいて経営指導を 受けている場合は7年以内]	年1.80%以内	年0.60% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.50%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 2,000 (無担保) [保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者 にあっては、無担保無保 証]	設備資金 7 年以内 (6 ヶ月以内) 運転資金 5 年以内 (6 ヶ月以内) [ただし、最近決算において2期連続 して経常赤字を計上し、かつ、県内 の商工会議所、商工会または中小企 業支援センターにおいて経営指導を 受けている場合は7年以内]	年1.80%以内	年0.70% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.50%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
5,000	7 年以内 (1 年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関
1億6,000万円 [※地域産業対策枠との合計 ※「新型コロナウイルス感 染症対応資金」 (限度額6,000万円)の残高 を含む]	7 年以内 (1 年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5 号を利用の場合 年0.50%	・一般保証利用時 商工会議所または商工会 の認定書を添えて取扱金 融機関 ・セーフティネット保証 5 号利用時 市町村の認定書を添えて 取扱金融機関
3,000	7 年以内 (1 年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関
1 億円	設備資金 10年以内 (1 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (ただし債権額が限度)	7 年以内 (1 年以内)	年1.45%以内 (令和4年3月31日まで)	年0.60% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 [借換と同額(上限1,000)ま での新規運転資金を含む ※運転資金のみの利用は 不可]	10年以内 (1 年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関

※県地域産業支援課 076-444-3248

その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内 容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 (地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など) (2) 一般社団法人等 (一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の提出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど) (3) 商工会、商工会議所等

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県地域産業支援課にお問い合わせください。
3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県地域産業支援課（TEL 076-444-3249）にご相談ください。

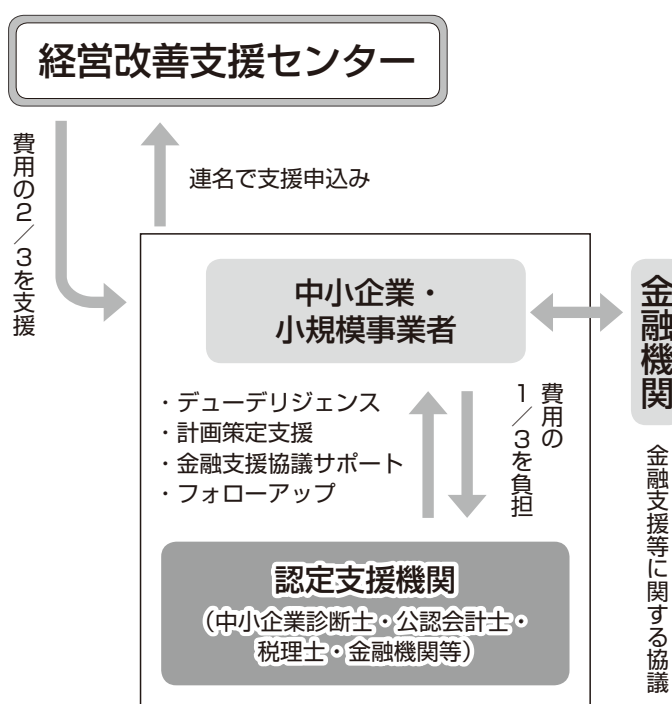
（利率については、変更になることがあります。）

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年0.35%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

経営改善支援センターとは

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。
- 条件変更等の金融支援を必要としない、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3（上限20万円まで）を支援します。

事業スキームの概要



対象となる事業者

事業内容や財務状況等、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・ 中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

- ・ 認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ・ 認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・ 経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支援します。

フォローアップ

- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

連絡先

富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル2階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5663 FAX(076)444-5618

連絡先

富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル4階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)441-2134

富山県よろず支援拠点とは

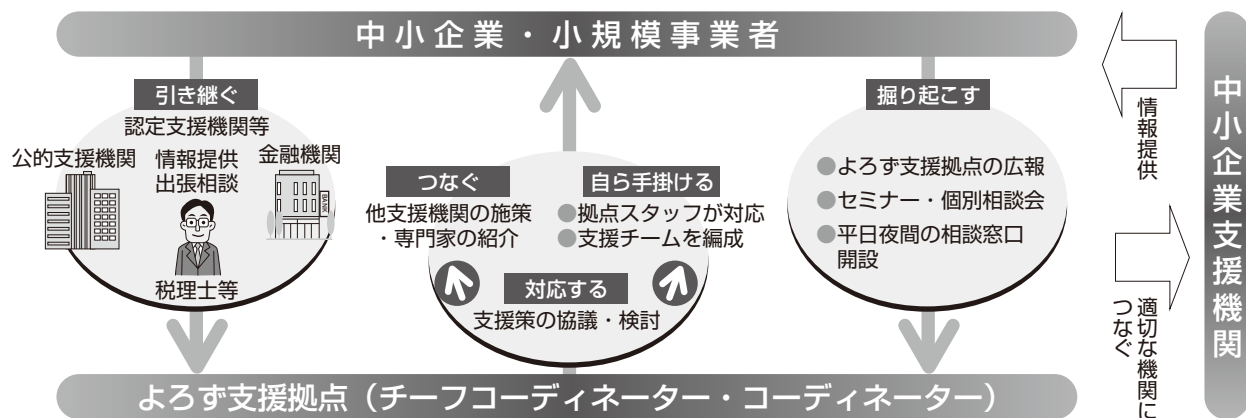
経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成などにより、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）、平日夜間（17：15～19：00）

※平日夜間のご相談は事前予約制です。



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1) 総合窓口相談の開設（ワンストップサービス）

経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

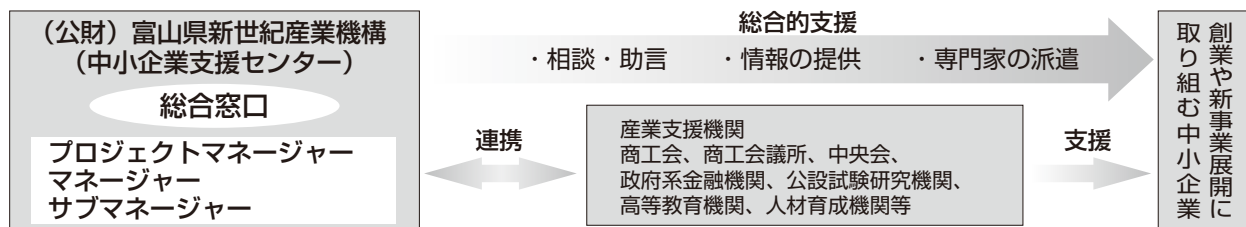
(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。また、社員教育用DVDの視聴・無料貸出サービスを行っています。

（令和3年1月現在：994タイトル）



連絡先

富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

連絡先

中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

富山県事業承継・引継ぎ支援センターとは

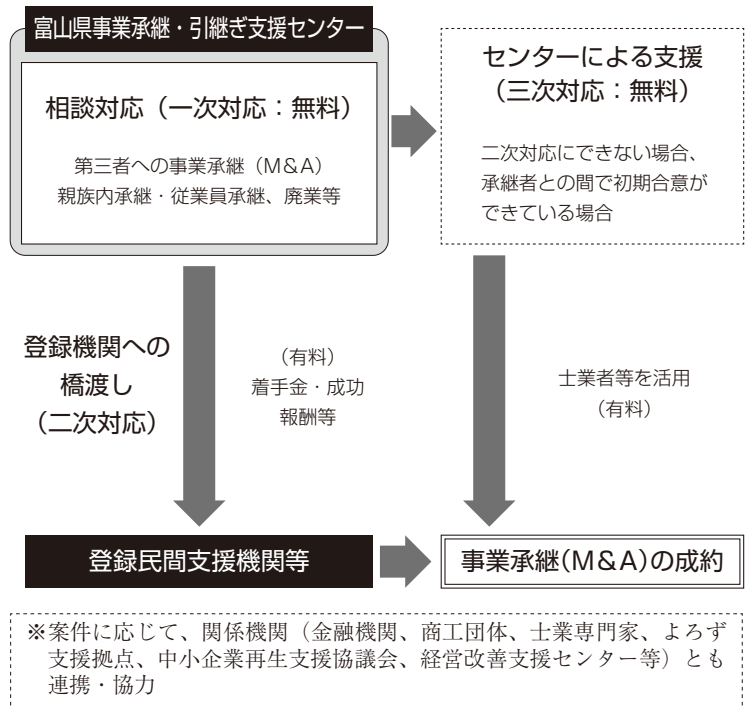
令和3年4月から、従来の「富山県事業引継ぎ支援センター」と「富山県事業承継ネットワーク事務局」を統合し、親族内承継から第三者承継までを一体的に支援することを目的に、経済産業省から委託を受け、総合窓口である「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置しています。

支援センターでは、親族内承継や後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの相談に対応します。

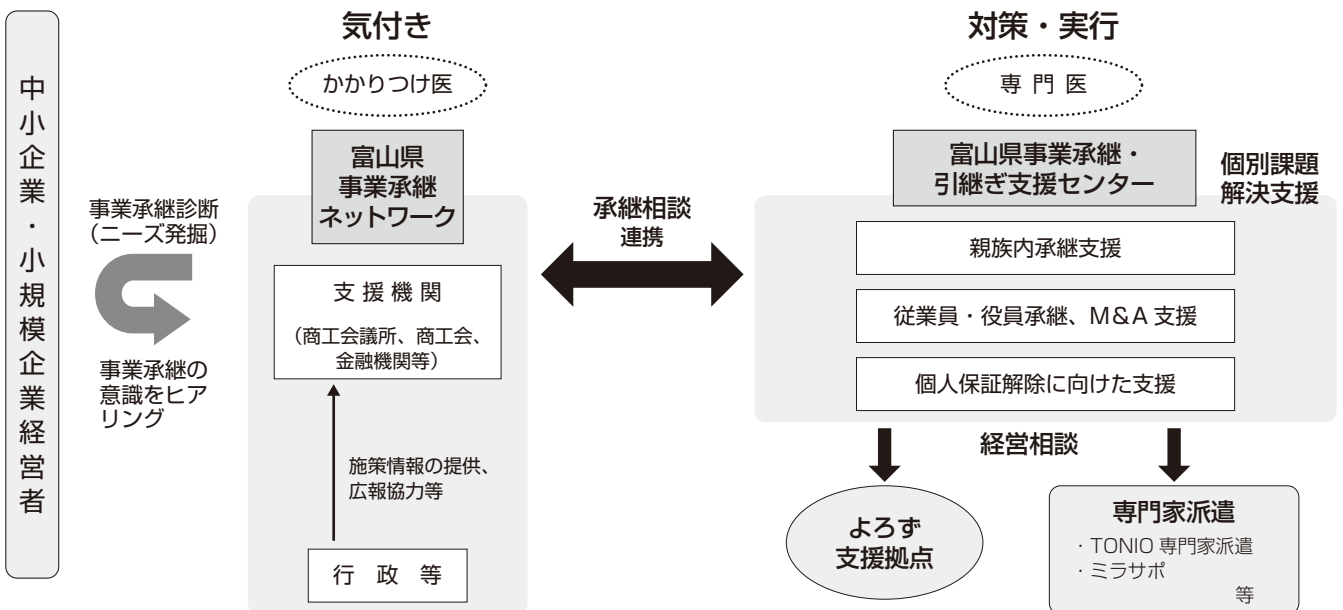
〈事業内容〉

- ・事業承継（親族内、従業員・役員・第三者）にかかるニーズを見つけるため、県内外の中小企業支援機関でネットワークを組織しています。
- ・事業承継診断をはじめとする事業承継について考えるきっかけづくりや情報提供を行います。
- ・事業承継に関する相談について、専門家がきめ細かくアドバイスを行います。
- ・事業承継相談のなかでM&Aの可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関の活用も支援します。
- ・親族内承継について、事業承継の専門家による無料の事業承継計画作成の支援を行います。
- ・事業承継時の経営者の個人保証解除に向けた支援を行います。
- ・その他、各支援機関と連携した個別の具体策支援を行います。

〈従業員・役員承継、第三者承継の支援の流れ〉



〈事業承継支援体制〉



連絡先 富山県事業承継・引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル2階） 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5625 FAX(076)444-5648

特集2 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました ～70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)等について～

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進む中、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図るための法律です。今回の改正では、従業員の70歳までの就労確保を努力義務とする規定が盛り込まれています。

今号の特集では、高年齢者雇用安定法改正の概要について紹介します。

1. 高年齢者雇用安定法について

【改正前】～65歳までの雇用確保(義務)～

◆60歳未満の定年禁止

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

◆65歳までの雇用確保措置

定年65歳未満に定めている事業者は、以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 65歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入

※継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。

【改正後】～70歳までの就業機会の

確保(努力義務)～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました。事業主は70歳までの高齢者に対し「高年齢者就業確保措置」を設けることが努力義務となりました。

※この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

65歳までの
雇用確保(義務)

+

70歳までの
就業確保(努力義務)

2. 高年齢者就業確保措置について

(1) 対象となる事業主

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

(2) 対象となる措置

以下①～⑤のいずれかの措置を講じるよう努めなければなりません。

〈高年齢者就業確保措置（努力義務）〉

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）する団体が行う社会貢献事業

現行の「定年延長」、「契約社員等での継続雇用」、「定年廃止」はいずれもそのまま自社での雇用が続くものでしたが、新設された高年齢者就業確保措置では、年齢が70歳に引き上げられた上、P22 ④と⑤の雇用以外の措置

(創業支援等措置)という、自社で雇用する以外の働き方が追加されています。改正法施行により、必ずしもこれまでの会社に残るのではなく、70歳まで多様な働き方で働き続けられるよう、さまざまな措置の検討をすることとなります。

(3) 留意事項

高齢者就業確保措置は努力義務であり、対象者を限定する基準を設けることが可能です(P22 ①、②を除く)。ただし、下記事項に留意が必要です。

- ・対象者基準の内容については、原則労使にゆだねられているが、事業主と過半数労働組合等の間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましい
- ・労使間で協議の上設けられた基準であっても、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとする等、法の趣旨や、他の労働関係法令、公序良俗に反するものは認められない
- ・高齢者が定年前とは異なる業務に就く場合には、新しく従事する業務に関して研修、教育、訓練等を行うことが望ましい。特に、雇用による措置を(P22 ①定年引上げ、②定年制の廃止、③継続雇用制度の導入)を講じる場合には、安全または衛生のための教育は必ず行うこと

(4) 70歳までの継続雇用制度(P22 ③)

65歳以降は、これまでの自社、特殊関係事業主に加え、自社の(a. 子法人、b. 親法人、c. 親法人等の子法人、d. 関連法人等)の特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する制度も可能になります。留意点として、自社と特殊関係事業主等との間で、特殊関係事業主等が高齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要がある、書面により締結することが望ましいです。

(5) 創業支援等措置(P22 ④、⑤)

就業確保措置のうち、雇用にならない措置

を指します。例えば、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入や、事業主自ら実施する社会貢献事業^(※1)や、事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業について、70歳まで継続的に事業に従事できる制度の導入が該当します。これらは、計画を策定し、過半数労働組合等^(※2)の同意を得て導入することが必要です。

※1 社会貢献事業とは?

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業を指します。

※2 過半数労働者組合とは?

労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者を指します。

◆創業支援等措置の流れ

創業支援等措置を実施するにあたり、事業主は以下の手続きを取る必要があります。

① 計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、以下の必要事項を記載した計画を作成する必要があります。

- (1) 高齢者就業確保措置のうち、創業支援措置を講じる理由
- (2) 高齢者が従事する業務の内容に関する事項
- (3) 高齢者に支払う金銭に関する事項
- (4) 契約を締結する頻度に関する事項
- (5) 契約に係る納品に関する事項
- (6) 契約の変更に関する事項
- (7) 契約の終了に関する事項(契約解除の事由を含む)
- (8) 諸経費の取扱いに関する事項
- (9) 安全及び衛生に関する事項
- (10) 災害補償及び業務外の疾病扶助に関する事項
- (11) 社会貢献事業を実施する団体に関する事項
- (12) (1)～(11)の他、創業支援措置の対象となる労働者の全てに適用される事項



② 過半数労働組合の合意

①の計画について、労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者の同意を得て導入する必要があります。

※同意を得ようとする際には、過半数労働組合には、過半数労働組合等に対して、a労働関係法令が適用されない働き方であること、bそのために①の計画を定めること、c創業支援等措置を選択する理由を十分に説明することが重要です。



③ 計画の周知

同意を得た計画を、下記のいずれかの方法により労働者へ周知する必要があります。

- ・ 常時当該事業者の見えやすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・ 書面を労働者に交付する
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

3. 高齢者が離職する場合について

再就職援助措置、多数離職届、求職活動支援書の対象となる高齢者等の範囲が、法改正により、45歳～65歳まで対象だったものが、65歳以上70歳未満まで拡大されました。

◆再就職援助措置

解雇等により離職する高齢者等には、①求職活動に対する経済的支援、②再就職や教育訓練受講等のあっせん、③再就職支援体制の構築等の再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。

◆多数離職届

同一の事業所において、1カ月以内に5人以上の高齢者等が解雇等により離職する場合は、離職者数や当該高齢者等に関する情報等をハローワークに届出する必要があります。

◆求職活動支援書

解雇等により離職することとなっている高齢者等が希望するときは、必要事項を記載

した「求職活動支援書」を作成し、本人に交付しなければなりません。

4. 高齢者雇用安定法関連の助成金「65歳超雇用推進助成金」

措置を講じるに際し、厚生労働省では「65歳超雇用促進制度」を実施しています。65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して、高齢者の雇用の促進を図ることを目的に助成しています。助成金には3つのコースがあります。

◆65歳超継続雇用促進コース

①65歳以上への定年引上げ、②定年の定め禁止、③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、④他社による継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

○支給額

【A.65歳以上への定年の引上げ、B.定年の定め廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳に引上げ		定年の引上げ（70歳以上） 又は 定年の定め廃止
		〈5歳未満〉	〈5歳以上〉	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

〈 〉は引上げ幅

（注）複数の制度導入をあわせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

【C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 【D.他社による継続雇用制度の導入※1】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上	措置内容	66～69歳まで		70歳以上
	〈4歳未満〉	〈4歳〉			〈4歳未満〉	〈4歳〉	
10人未満	15万円	40万円	80万円	支給 上限額	5万円	10万円	15万円
10人以上	20万円	60万円	100万円				

◆高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

○支給額

中小企業	中小企業以外
48万円 (60万円)	38万円 (48万円)

※生産性要件を満たした事業主には（ ）内の金額が適用されます。詳細はHPをご確認ください。

認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

◆高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下のとおりです。

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度等の導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善
- ⑤ 専門職制度等、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入等

支給対象経費は、a. 雇用管理制度の導入に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、b. 上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

○支給額

上記の支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額が支給されます。なお、支給対象経費は、初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、aとbを合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします。

	中小企業事業主の助成率	中小企業事業主以外の助成率
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

○助成金のお問合せ

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構
富山県支部 TEL 0766-26-1881

5. ホームページ、お問い合わせ先・相談先

○厚生労働省のHPでは、法改正関連情報や高年齢者雇用に関する情報を発信しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

○お問い合わせ先

富山労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 076-432-279

【出典】

- ・高年齢者雇用安定法改正の概要（厚生労働省・ハローワーク）
- ・70歳雇用推進マニュアル（独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構）
- ・65歳超雇用推進助成金のご案内（厚生労働省・独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構）

※本稿は令和3年4月30日時点の情報を元に掲載しています。

地域に根差しお客様の身になって提案 困りごとにも幅広く対応する家電店に

有限会社河合デンキは昭和23(1948)年の創業以来、家電専門店として地域に根差した営業を展開しています。家電製品の販売、修理だけでなく、時代に応じてオール電化や太陽光発電の相談などにも対応。電気に関する幅広い困りごとにも応じながら、地域の顧客との信頼関係を築いてきました。富山県電機商業組合の理事長も務める2代目の河合幸弘氏に、これまでの歩みや組合での取り組みについてお聞きました。

有限会社河合デンキ

代表取締役 河合 幸弘 氏

信用第一、地道に商売

Q. 創業から70年余、これまでの歩みをお聞かせください。

昭和23年、両親が水橋田町で河合電機店を創業しました。電球やソケットなどを並べる小さな店から始まり、38年には店舗を移転し、名称を河合デンキ商会に改め、61年に現在の水橋中村町に店舗を新築したことを機に法人化し、(有)河合デンキを設立しました。

テレビ、洗濯機、冷蔵庫が「三種の神器」としてもてはやされ、エアコンなど家電が売れた時代にあって、電気店というのは花形の商売でした。両親とも真面目でしっかりした性格で、地域で信用を第一に地道に商売し続

けてきたことが今につながっていると感じます。

長男である私は店を切り盛りする両親を見ながら跡継ぎを意識して育ち、大学卒業後に家業に入り、平成2年に代表取締役になりました。息子達には跡継ぎの話をしませんでした。三男が入社して、いろいろ任せるようになっていきます。

こまめに通い顔をつなぐ

Q. 2代目として、力を入れて取り組んできたことについてお聞かせください。

私が昭和52年に入社して10年ほど経ったころ、家電量販店が台頭し始めました。価格ではかなわない中で地域店として何ができるのか、メーカーの勉強会に参加

して販促活動や事例を学び、いろいろなことに取り組みました。

「七五三訪問」といって、午前中に7件の得意先を回り、午後に受けた案件5件をこなして、夜また3件訪ねるというセールス活動をほぼ毎日繰り返し、1カ月ごとにレポートを提出して指導を受けたこともありました。謝恩セールでは記念品やイベントに知恵を絞って、ナイターセールと銘打ち飲食を共にしながら商談したこともありました。

結局、奇策というのはなく、お客様のところにこまめに通って顔をつなぐことが基本であり、家の間取りや家族構成を念頭に、お客様の身になって、適した商品をおすすめできるのが、地域店の一番の強みではないかと思っています。先代からのお客様



店舗



作業の様子

かわごう・ゆきひろ

昭和29年11月12日、富山市生まれ。52年、工学院大学工学部卒業後、河合デンキ商会に入る。61年、法人化し有限会社河合デンキに。平成2年、代表取締役役に就任。令和元年、富山県電機商業組合理事長、3年5月、富山市北商工会会長に就任、現在に至る。



にもかわいがっていただき、信用の積み重ねで商売を続けさせてもらっていると感じています。

販売後も不具合や困りごとにはすぐに駆け付けられるようにして、まずは困っているお客様の気持ちをおくみ取ることを心掛けています。修理、納品の間は不便がないよう貸出用の家電品も準備しています。

3カ月に1回は顔を出すか、DMやチラシを送るなどして、お客様の意識に「河合デンキ」を残すように努めてきました。

「なんでも屋」の姿勢で

Q. 将来に向けて、どのようなお店へと発展させていきたいとお考えですか？

今後も地域に根差し、一般家庭に軸足を置いて営業していくことに変わりはないと思います。インターネットの普及や家電の高機能、高性能化など取り巻く環境の変化に応じて、専門知識を有する社員の確保や育成の必要を感じています。

相談から販売、設置、アフターフォローまでを一貫して引き受け、さまざまな困りごとにも対応していくにあたり、電気関係だけでなく水道やケーブル工事などに関わる資格も随時取得してきました。量の交換や障

子張り替え、ガレージの修繕など専門外の相談に対しても、知り合いの業者につなぐなどして責任を持って対応しています。近年はリフォームや太陽光発電など住まいや暮らしの相談に乗るケースもあり、「なんでも屋」のような姿勢が求められていくのではないかと感じています。

息子は若手の社員と共に、SNSの活用やチラシのデザインなど、積極的に提案し動いてくれています。ホームページから新規顧客の獲得につながったこともありました。息子の意見を受け入れつつ、私の経験も伝えていけたらと思います。

地域に必要とされる店に

Q. 富山県電機商業組合では、どのような取り組みに力を入れていますか？

約140名の組合員が商売をしやすい環境づくりに力を注いでいます。依然として量販店やインターネット販売との価格差はありますが、多年にわたる地道な価格調査と本部を通じたメーカーへの働きかけなどにより、その差は是正されつつあります。組合では一部製品を共同仕入れすることで卸価格を抑える取り組みも行っています。夫婦やその家族で営む「パパママ・

ストア」や高齢者の店主も多く、人手が必要な大型家電の運搬などで地域店同士が助け合える関係づくりも進めてきました。

地域密着、身近な店として電気の困りごとをサポートする活動を推進する中、今年度から富山県生活協同組合さんとも連携し、宅配先の相談や依頼に対応する体制を整えました。地域に役立ち、必要とされる店づくりにつなげたいと考えています。

後継者育成も課題の一つです。当組合は若手が頑張っており、息子も趣味の音楽活動をする中で青年部の歌を作り、広めようと意気込んでいるようです。活性化に役立てばいいと思います。

仲間と話すことで息抜き

Q. 休日はどのように過ごされていますか？

小学生の頃からボーイスカウトの活動を続け、仕事に就いてからもしばらく指導者として関わってきました。その頃の仲間とは今でも仲が良く、時々会って話をするのが息抜きになっています。休日らしい休日は少ないですが、地元の商工会やまちづくりのメンバーとは会えばいろいろな話で盛り上がり、楽しい時間を過ごしています。

組合紹介

協同組合入善町キラキラカード会さんよりこんにちは

入善町キラキラカード会は平成8年に任意団体として3つの商店街を中心に発足されました。大型店舗の出店による町外への購買流出や、地域の人口減少に伴う購買機会の減少など様々な課題に対応するため、協同組合を設立しました。組合設立以降、様々なユニークな事業を企画・実施することで、入善町の地域経済の活性化を図ってきました。

今回は、入善町の商業振興、賑わいづくりを目的に活動を行う協同組合入善町キラキラカード会さんを紹介いたします。

◆組合の沿革

平成8年に入善町の経済の活性化を図るために、3つの商店街の事業者により、任意組織として「入善町キラキラカード会」を立ち上げ、ポイントカード発行サービスやイベントなどを実施してきました。

しかしながら、近隣のチェーン店や大型店舗の進出、人口減少等地域経済の経営環境の変化に伴い、一層厳しさが増し、町外への購買流出対策が急務の課題となっていました。

そのような中、山積している課題を解決し、これまで実施してきたポイントカード発行事業を更に発展・拡充させるため、既存の任意組織を法人化し、平成27年7月に協同組合を設立しました。以来、メイン事業を中心として、地域密着型の取組を行い、現在は33名の組合員により事業を展開しています。

◆ユニークな取り組みと地域連携

組合のメイン事業であるポイントカード発行事業は、100円の売上げ毎に1ポイント、満点(350ポイント)になると、組合員店舗で利用できる400円分のお買物券(満点カード)として利用することができます。毎月20日、21日にはポイントが5倍になる他、12月には満点カード1枚につき、1回抽選ができる空くじなしの大抽選会を開催しています。

また、満点カードの枚数を貯めることで、県外温泉への旅行招待会や、人気歌手のコンサート・食事招待会の企画が人気を博しており、利



大抽選会の様子

用者の心を掴んでいます。

その他にも、高齢者の運転免許証自主返納者に対し、証明書の提示でポイントを2倍付与する支援活動や、行政が企画する健康ポイント事業への参画、地域のプレミアム商品券を利用することで、ポイントを5倍付与する等、行政と連携した企画を実施しています。

イベント事業においても、地元商工会と連携し、商店街を巡るすごろくゲームや、まちゼミに参加しています。商店街にご来訪いただいた地域内外の方々に対し、店なりや人となりを知ってもらう機会を創出し、親子連れ等の新しい層を取り込む工夫をしています。

◆今後の取組み

少子高齢化や人口減少の進展にともない、地域経済の縮小が懸念されており、組合員も年々減少傾向にあります。

そのような状況でも、新たに起業・出店される方もいらっしゃいます。新しい風が吹き込まれる中で、幅広い層を呼び込むため、今後も地域と連携しながら賑わいを創出できるようなイベントの企画を継続していきます。



商店街すごろくゲームの様子

◆組合概要

組合名称	協同組合入善町キラキラカード会
設立	平成27年7月27日
所在地	富山県下新川郡入善町入膳5232番地5 入善町商工会内
理事長	井田 俊博
組合員数	33社
TEL	0765-72-0163
FAX	0765-72-2080

組合だより

中小企業者の経営サポートを行う組合を設立しました

富山県経営ネットワーク協同組合

富山県経営ネットワーク協同組合は、去る令和3年1月27日に創立総会を開催しました。

中小企業者の取り巻く経営環境は極めて複雑・高度化しており、様々な対応が求められているなかで、組合が窓口となり、中小企業診断士や弁護士、社会保険労務士などの資格を持った経営の専門家集団が、チームで経営課題解決のための支援を行います。

主な支援内容として、事業拡大支援やM&A、事業承継支援、創業支援、BCP策定支援等を行うほか、今後は研修会やセミナーの開催を予定しています。既に10社以上の中小企業者支援に取り組んでおり、現在更なる組合の周知拡大を図っています。



経営の専門家集団



打ち合わせの様子

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

員外利用について定款に規定すべきか

Q

協同組合では、員外者に組合の事業を一定の要件のもとに利用させることができるが、定款に員外利用についての定めをしておくべきか？

A

員外利用について、中協法第9条の2第3項の規定は、定款に規定することを必要としていない。即ち条文中に「定款に定めるところにより」の規定をおいていない。したがって、定款に当該規定を設定しなくとも利用させることは可能である。また、必ずしも禁止規定を定款に置かなくとも利用させないこともできる。このことは、員外利用の可否は「組合員の利用に、支障がない場合」にのみ限られている者であって、利用させるかどうかは、組合内部の契約であり、かつ員外者が組合の施設を利用することは、当然の「権利」として認められている性格のものでないこと等からも理解できる。

なお、員外利用の可否を規定することが、後日の紛糾を避ける意味を持つならば、定款に規定する措置も必要かと思料される。

「日々の小さな幸せを感じて生きる」

私は今年の7月で50歳になりますが、同月に石川県の白山市に北陸最大級のショッピングセンター「イオンモール白山」がオープンします。この事は、イオニストとしては凄く楽しみです。6年前は「三井アウトレットパーク北陸小矢部」、4年前は「イオンモール新小松」のオープン前も待ち遠しさのあまり、友人などに「オープンが凄い楽しみ！これが今の生きる目的！」と話す度に「ちっちえ〜男」と言われていました。ショッピングセンターがオープンする事を過剰なまでに期待してしまうのは、幼少期の幸せな思い出が強く関係します。現在は小矢部市民ですが、結婚するまでは高岡市戸出に住んでいましたので、幼少期に一番行ったのは高岡市戸出のファミリープラザ「ハニー」でした。当時、ここでは「マングースVSコブラ」、「バンバンボール大会」、「プラモデル制作コンテスト」等の画期的なイベントが盛り沢山でした。小学生の頃、家族で高岡駅前付近の「MS（ミズ）の街」→「高岡大和百貨店」→「ユニー高岡店」→「ダイエー高岡店」の順でまわり、最後に「高岡ステーションデパート」付近の「森永パーラ」で“プリンパフェ”を食べるのが最高の幸せコースでした。高校生の頃に富山駅前「マリエ」でオサレな都会の雰囲気を楽しむ、二十歳を過ぎてから高岡サティ어의映画館「ワーナーマイカルシネマ」のハイカラさに感動したことは今でも忘れられません。

井波彫刻協同組合に入社して今年で26年になります。私は終戦26年後の高度経済成長期の1971年に生まれましたが、勤続年数と同じ、たった26年間であんな幸せな時代が来るとは戦時中は誰も想像できなかったはずです。50年間振り返って、何不自由のない平和な国「日本」に生まれ、平和に生活できた事を心から感謝しています。この先、コロナが終息しても、色々な災難や事故に遭遇するかもしれませんが、私なりに日々の小さな楽しみを見つけながら生きていきたいと思っています。



井波彫刻協同組合
事務局長 崎田 宗孝 氏

ほっと一息 「越中和紙の魅力」

八尾和紙、五箇山和紙、蛭谷和紙の三産地を総称した「越中和紙」は国の伝統的工芸品の指定を受けています。

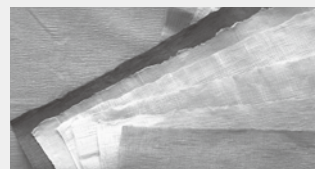
八尾和紙は、富山藩から全国へ出向いた「富山の薬売り」の薬包紙として盛んに作られました。八尾地域はかつて、蚕種と紙の生産で栄え、町には問屋が立ち並び、井田川沿いに開けた地域の下流には桑畑、上流には和紙の原料となる楮畑が広がっていました。近年では、使いやすいバッグや苗字封筒の文具等の開発が行われています。

五箇山和紙は加賀藩の御料紙として北陸地方一帯で使われました。自家製楮とトロロアオイのみを使い漉き上げる伝統的製法による和紙は、桂離宮や名古屋城をはじめとした国内外の名だたる文化財修復用紙として使用されています。経年で黄ばむことなく1,000年持つとされ、100年前に使用された帳面類をもとに、復刻版「大福帳」が生み出されました。

蛭谷和紙は、約400年前に滋賀県近江市の蛭谷から朝日町へ移住してきた人々の冬季内職により産出され、昭和初期には120軒近くありました。現在は蛭谷和紙伝承協議会が、伝統を絶やさないよう取組を行っています。楮と糊の原料となるトロロアオイの自家栽培から紙漉きまで職人が手掛け、強くて繊細な特徴があります。

越中和紙は今も手仕事により作られ、各産地の独特な風合いと魅力があります。

(情報提供：富山県和紙協同組合)



組合会計税務研修会を開催しました

3月18日(木)富山流通会館(富山市)にて組合役職員を対象に、講師にあいえず税理士法人 税理士 石瀬真実氏をお招きし、「組合の会計及び税務上の留意点」をテーマに組合会計税務研修会を開催しました。

会計編では、組合法に基づき事業報告書の提出が義務づけられており、施行規則で詳細な記載内容を定めている点や、平成19年の中協法改正により、財産目録の差引正味資産が正味資産と名称変更した点について説明がありました。

税務編では、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることを踏まえ、注意すべき事項等について説明がありました。



研修会の様子



説明を行う石瀬税理士

本会人事異動のご案内

本会では、下記のとおり職員の人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏 名	新 役 職	旧 役 職
令和3年4月1日		
高地 伸一	事務局長	
野上 栄治	総務課長	総務課主幹
菅池 有祐	工業支援課長	工業支援課主幹
山田 文晴	工業支援課主任	総務課主任
渋谷 翔一	総務課主事	流通・労働支援課主事
中永 将貴	流通・労働支援課主事 (新規採用)	

退 職 (令和3年3月31日付)

担当次長・工業支援課長 伊井 史郎

在職中は組合の皆様並びに関係機関の皆様には大変お世話になりました。

令和2年度組合青年部研修会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

3月15日(月)、富山県民会館(富山市)にて令和2年度組合青年部研修会を開催しました。会場参加のほかオンライン参加も受け付け、組合青年部会員ら約40名が参加しました。

研修会では、富山県出身であり漫才コンビ母心の“おかん”としてメディアで活躍されている嶋川武秀氏を講師に迎え、「笑いから始まるコミュニケーションのヒント～プロから伝授！笑いをコミュニケーションの潤滑油に～」をテーマとして講演いただきました。

参加者は他者との円滑なコミュニケーションをとるための空気づくりや話法、自信を持つための見た目の整え方についてアドバイスを受けました。



講師の嶋川氏



参加者との質疑応答の様子

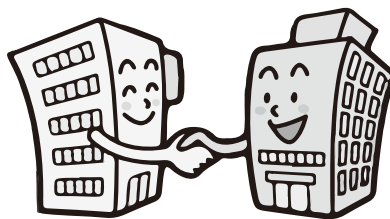
人材の確保や従業員の再就職をお手伝い！

必要な要員や経験豊富な
即戦力などを確保したいとき

事業の整理・縮小により、
雇用調整を検討しているとき

そんなとき、まっ先に
ご相談ください。

無料



公益財団法人

産業雇用安定センター

1987年設立 人材マッチングの専門機関です。

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

ご利用時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休み)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

油断禁物、県内に多くの活断層 自分の身を守る普段からの備え

災害が少ないといわれている富山県ですが、過去をさかのぼると想定外の災害が起こり、大きな被害を受けています。もしものとき、自分や家族を守るために備えておきましょう。



新潟県中越沖地震の住家被害(2007年)
出典：一般財団法人消防防災科学センター災害写真データベース

過去に震度6の大地震で甚大な被害

富山県は他府県に比べると比較的地震被害の少ない県といえます。過去に顕著な被害をおよぼした地震の一つが、1858年の安政の大地震(飛越地震)です。震度6の地震により、立山連峰の大鷲山・小鷲山が崩れ、溜まった土砂が一気に流れこみ、富山平野に大きな被害をもたらしました。また2007年の能登半島地震では、県内で77年ぶりに震度5以上を観測しました。

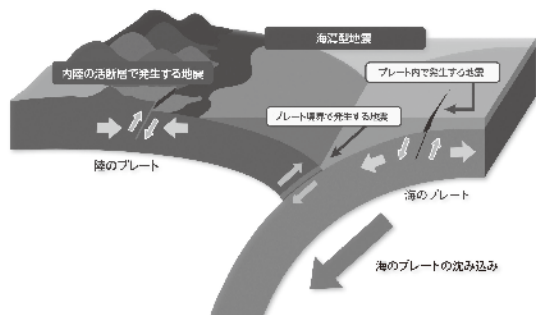
日本で発生した地震のデータを見ると、マグニチュード(M)7級は1年に1回程度、M8級は10年に1回程度発生しており、日本全国どこで地震が発生してもおかしくない状況です。県内にも多くの活断層があり、これらが活動して直下型の地震が発生した場合、震源に近い場所では震度6強から震度7の強い揺れが発生することが想定されます。

呉羽山、砺波平野の断層帯に要注意

地震対策にあたっては、県内でどのような地震が起こるのか、大きな地震が起こった場合に、どのような被害が想定されているのかを知っておくことが大切です。

地震予知は難しいことですが、文部科学省の地震調査研究推進本部では主要な活断層を調査しています。活断層とは、過去に繰り返し地震を起こし、将来も活動する可能性のある断層のこと。日本には2千以上の活断層があります。

県内の活断層のうち、呉羽山断層帯や砺波平野断層帯東部は、「30年以内にほぼ0-6%の確率でM7以上の地震が発生する」と予想されています。富山県では、この二つの断層帯と、石川県の森本・富樫断層帯、邑知渦断層帯を震源とする地震について、被害想定調査を行っています。例えば、呉羽山断層帯の場合は、富山市内で建物3万1,073棟が全壊、死者は1,451人と想定。一方では、地震防災対策を推進した場合の人的被害の軽減効果も予測されています。県では、耐震改修促進計画による住宅耐震化などを進めています。



日本列島周辺で発生する地震のタイプ

地震には活断層で発生する「内陸活断層型地震」と海底のプレートが引き起こす「海溝型地震」があり、富山県で想定されている地震は内陸活断層型
出典：減災のための素材集(地震調査研究推進本部)

命を守るため危険を正しく理解

他県では「未知の活断層」による地震も発生しており、その点も油断はできません。大震災の教訓に学び、日ごろから備えを意識することが重要です。

地震が起きると、多くの場所で家屋の倒壊、火災が発生し、

場合によっては停電や断水も生じる可能性があります。海岸付近にいる時に地震が発生した場合は津波が来る恐れがありますので、注意が必要です。

<屋内にいる場合>

- ① 地震で揺れを感じたら机やテーブルの下にもぐって頭を守る。
- ② 揺れがおさまったら火の元を確認する。テレビやラジオで正しい情報を得る。
- ③ 本棚やタンスは金具でしっかり固定しておく。

<屋外にいる場合>

- ① 狭い道や塀には近寄らない。切れた電線にも注意する。
- ② 窓ガラスや看板など落ちてくるもの、自動販売機など倒れてくるものに注意して、空き地や公園などの広い場所に避難する。

防災で大切なことは何より命を守ることです。富山県防災・危機管理課では「いかに危険性を正しく理解して備えるかが大切」と呼び掛けています。

防災士に聞く：日常備蓄のすすめ

災害発生直後は救援物資が十分に行き渡らない場合があります。また、流通がストップして店に商品が並ばないことも。非常食や飲料水などは日ごろから備蓄しておいた方がよさそうです。

富山県女性防災士の内山真理子さんによると「自分に必要なものを考えて備えることが大切」とのこと。食べ慣れたものや好きなものを少しだけ多めにストックしておいたり、アレルギーがある人は体質に適した食材を備えたりするといようです。

《備蓄のポイント》

- ・食料や飲料水は最低3日分、できれば1週間分
- ・大人1人は1日当たり、水は3リットル、食料は2,000キロカロリーが目安
- ・食料は消費期限、ラジオなどの電化製品は電池切れなどに注意
- ・家族構成で備蓄品は異なる。介護用品、薬、紙おむつ、ミルク、ペットフードなど

《ローリングストック》

日ごろ購入している食品を少し多めに確保して消費期限の近いものから消費し、同時に新しいものを補充していく方法です。



ラップ、ポリ袋、ゴミ袋はいざというときに重宝します。トイレットペーパーやティッシュペーパーは安売りのときに一つ多めに買うだけでも備蓄になりますし、感染症対策にウェットティッシュや石鹸、手指消毒スプレーやマスクも必須です。携帯トイレも備蓄しておくといいでしょう。

避難生活では、薬や化粧品、サプリメントは入手しづらくなる傾向があります。内山さんは「自分に合ったものを多めに買っておく習慣を」とアドバイス。もしものときの備えにつながります。

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

富山市内で

空き工場・用地等をお探しの方へ!

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で
「富山市空き工場大規模修繕助成金」
の対象となります。

新着情報は
随時更新中。
非公開物件も
あります

地図上にて
簡単に物件を
探すことが
出来ます。

物件情報の
登録・掲載は
無料です。
物件ニーズ情報も
登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携: (公社) 富山県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会富山県本部

アクセス方法は
次のとおり

検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6 階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課
TEL: 076-424-3686 FAX: 076-422-0835

